

高 監 第 60 号
平成27年 9月28日

請求人代理人 ○ ○ ○ ○ 様
請求人代理人 ○ ○ ○ ○ 様

高砂市監査委員 朝 家 修
同 福 元 昇

住民監査請求（高砂市職員措置請求）の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、平成27年8月3日付けで請求された住民監査請求（高砂市職員措置請求）について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

第 1 監査の請求

1 住民監査請求の内容等

①請求人

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

②提出日

平成 27 年 8 月 3 日（住民監査請求書及び事実証明の資料）

平成 27 年 8 月 20 日（住民監査請求補正書及び事実証明の資料 1）

平成 27 年 8 月 21 日（上記補正書の事実証明の資料 2、3 及び 4）

平成 27 年 9 月 19 日（住民監査請求補正書（2））

③請求の内容

- ・「住民監査請求書」の原文のまま

第 1 監査請求の趣旨

市長に対し、姫路簡易裁判所平成 23 年（ノ）第 156 号など、神戸地方裁判所姫路支部平成 24 年（ワ）第 952 号など、大阪高等裁判所平成 26 年（ネ）第 457 号及び同裁判所平成 27 年（ネ）第 1580 号についてなされた違法、不当な公金支出行為による損害を填補するため、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第 2 監査請求を求める理由

1 事実の経緯

(1) 前件住民訴訟の経緯

ア 高砂市の住民である○○○○、○○○○及び○○○○は、平成 17 年 6 月 30 日、高砂市長を被告として、神戸地方裁判所に、高砂市長は、高砂市職員互助会（以下「互助会」という。）に対し、8 億 8579 万 8423 円及びこれに対する平成 17 年 4 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求するよう求める訴え（いわゆる住民訴訟）を提起した（神戸地方裁判所平成 17 年（行ウ）第 36 号）。

イ 神戸地方裁判所は、上記事件について、平成 20 年 11 月 18 日、高砂市長に、互助会に対し、6 億 6970 万 5850 円及びこれに対する平成 17 年 4 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求するよう命じる判決を言い渡した（資料 1）。

ウ 高砂市長は、上記判決に控訴したが、大阪高等裁判所は、平成 21 年 8 月 5 日、上記控訴を棄却する旨の判決を言い渡した（同裁判所平成 20 年（行コ）第 189 号。資料 2）。

エ 高砂市長は、上記判決に上告するとともに、上告受理申立てをしたが、最高裁判所は、平成 22 年 9 月 14 日、上記上告を棄却するとともに、上記案件を

上告審として受理しない旨を決定した（最高裁判所平成21年（行ツ）第321号。同裁判所同年（行ヒ）第417号。資料3。以下、上記を総称して、「前件住民訴訟」ということがある。）。

(2) 地自法242条の3第2項に基づく請求

ア 互助会は、前件住民訴訟の判決確定後、高砂市に対し、平成22年11月12日から平成23年4月12日までの間に、合計4億1927万8913円を支払った。

イ 高砂市は、平成23年2月21日、互助会を被告として、神戸地方裁判所姫路支部に、地方自治法（以下「地自法」という。）242条の3第2項に基づき、前件住民訴訟判決に基づいて支払を要する金員の残金として、5億5511万5648円（その後4億5034万0526円に減額）及びこれに対する平成23年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める訴えを提起した（神戸地方裁判所姫路支部平成23年（ワ）第245号）。

ウ 神戸地方裁判所姫路支部は、上記事件について、平成23年4月27日、高砂市の請求をすべて認容する判決を言い渡した（資料4。以下「姫路支部判決」という。）。

エ 互助会は、上記判決に控訴しなかったもので、同判決は、遅くとも同年5月20日までに自然確定した。

(3) 本件調停の申立てとその帰趨

ア 高砂市は、その後、互助会に対し、姫路支部判決に基づき、同判決で認められた金員の請求をしたが、互助会からは、その全額を回収することができなかった。

イ そこで、高砂市は、平成5年4月以降に互助会からいわゆる退職生業資金又はリフレッシュ助成金を受け取った高砂市の職員又は元職員に対し、受け取った金員に相当する額に利息を附して高砂市に支払うよう求めた。

ウ そして、自主的に支払う姿勢を見せなかった職員又は元職員を相手方として、平成23年12月、姫路簡易裁判所、加古川簡易裁判所等に、互助会から受け取った退職生業資金又はいわゆるリフレッシュ助成金（以下、あわせて「退職生業資金等」という。）に相当する額に利息を附して支払うよう求める調停を申し立てた（姫路簡易裁判所平成23年（ノ）第156号など。以下「本件調停」という。）。

エ しかし、本件調停は、その大半が不成立となった。

(4) 本件訴えの提起とその帰趨

ア 高砂市は、本件調停が不成立となった者とその後住所が判明した元職員等を被告として、平成24年10月、神戸地方裁判所姫路支部に、互助会から受け取った退職生業資金等に利息を附して支払うよう求める訴えを提起した（神戸地方裁判所姫路支部平成24年（ワ）第952号など。以下「本件訴え」又は「本件第1審」という。）。

イ 神戸地方裁判所姫路支部は、本件訴えのうち、〇〇〇〇ら５５名の被告について、弁論を分離した。そして、平成２５年１２月２５日、高砂市の請求を棄却する旨の判決を言い渡した（資料５）。

ウ 高砂市は、上記判決に控訴したが、大阪高等裁判所は、平成２６年７月１８日、上記控訴を棄却する旨の判決を言い渡した（同裁判所平成２６年（ネ）第４５７号。以下「本件分離被告ら控訴審」という。資料６）。

エ 高砂市は、上記判決に上告と上告受理申立てをしなかったため、同判決は、同年８月５日の経過により自然確定した（資料７）。

オ 神戸地方裁判所姫路支部は、本件訴えのうち、分離後の１０３名の被告全員について、平成２７年３月３０日、高砂市の請求を棄却する旨の判決を言い渡した（資料８）。

カ 高砂市は、上記判決について、大阪高等裁判所に控訴をした（大阪高等裁判所平成２７年（ネ）第１５８０号）。

２ 公金の支出

（１）本件調停に支出した費用

高砂市は、兵庫県弁護士会所属の〇〇〇〇弁護士（登録番号：〇〇〇〇〇。以下「〇〇弁護士」という。）に対し、平成２３年１２月２１日、本件調停を申し立て、遂行する着手金として２１０万円を支払う旨を決定し、その後、これを支払った。また、そのころ、その印紙代として４９万３０００円、郵券代として１４万７６００円を支払った（資料９の１ないし３）。

（２）本件第１審に支出した費用

高砂市は、〇〇弁護士に対し、平成２４年９月２７日、本件第１審を提起し、遂行する着手金として１２０万２２５０円を支払う旨を決定し、その後、これを支払った。また、そのころ、その印紙代として１０５万５０００円、郵券代として８８万３２００円を支払った（資料１０の１ないし３）。

（３）本件分離被告ら控訴審に支出した費用

高砂市は、〇〇弁護士に対し、平成２６年１月２０日、本件分離被告ら控訴審を提起し、遂行する着手金として５７万７５００円を支払う旨を決定し、その後、これを支払った。また、そのころ、その印紙代として２５万５０００円、郵券代として１１万７１２０円を支払った（資料１１の１ないし３）。

（４）分離後の被告らについての控訴審に支出した費用

高砂市は、〇〇弁護士に対し、平成２７年４月ころ、分離後の被告らとの関係での控訴審についても、多額の着手金、印紙代及び郵券代を支払ったとくである。

３ 監査を求める理由

（１）分離した被告らについての判決理由

ア 神戸地方裁判所姫路支部は、平成１３年度中に退職生業資金を受け取った者のうちの５３名と平成１４年６月１０日にリフレッシュ助成金を受け取った

者のうちの2名（合計55名）について、事件を分離した。

イ そして、上記55名について、互助会は権利能力なき社団であって、民法上の組合ではないから、その構成員が互助会の債権者である高砂市に対し、直接個人責任を負うことはないとして、組合構成による請求に理由がないとともに、不当利得構成に基づく請求について、消滅時効が完成しているとして、その請求を棄却した。

ウ 大阪高等裁判所も、本件分離被告ら控訴審において、原審の上記判断を支持し、控訴を棄却した。

(2) 分離後の被告についての訴えについての1審の判断

神戸地方裁判所姫路支部は、分離後の被告についても、①互助会と高砂市は、別の法的主体である、②互助会は権利能力なき社団であって、民法上の組合ではないから、その構成員が互助会の債権者である高砂市に対し、直接個人責任を負うことはない、③被告らは、互助会の規約に基づいて退職生業資金を受け取り、評議会の決議に基づいてリフレッシュ助成金を受領したものであるが、上記規約と決議は、いずれも、私法上無効なものであるとは認められないとして、高砂市の請求を棄却した。

その理由は、極めて明晰で、高砂市の主張は、まったくにおいて採用されていない。

(3) 本件調停と本件訴えに公金を支出したことの違法性

ア 上記のとおり、本件訴えにおいて高砂市が行った主張は、一顧だにされておらず、法的理由がないとして、すべて採用されていない。

イ 前件訴訟は、神戸市の〇〇法律事務所（代表弁護士：〇〇〇〇）が担当したが、本件調停と本件訴えを担当したのは、姫路市の〇〇・〇〇法律事務所である。

〇〇法律事務所が本件訴えを引き受けなかったのは、本件調停と本件訴えにおける高砂市の主張が、法的に見れば、到底通用しえないものであったからと推察される。

ウ ことに、分離された被告ら55名は、受領後10年以内に調停を提起されず、かつ、支払義務を認めるような言動もしていないのであって、時効中断事由が見当たらないから、消滅時効の主張がなされれば、請求が認められないことが明らかであった。

エ 以上によれば、〇〇法律事務所の意見を聞かず、本件調停を申し立て、さらには本件訴えを提起したこと、ことに消滅時効の完成が明白な元職員に対してまで訴えを提起したことは、明らかに誤りである。そのために要した弁護士費用等は、明らかに違法、少なくとも不当な公金支出行為であるといわざるをえない。

オ よって、市長に対し、上記違法、不当な公金支出行為による損害を填補するため、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

事実証明の資料

- 1 資料1 判決（神戸地方裁判所）
- 2 資料2 判決（大阪高等裁判所）
- 3 資料3 決定（最高裁判所）
- 4 資料4 判決（神戸地方裁判所姫路支部）
- 5 資料5 判決（神戸地方裁判所姫路支部）
- 6 資料6 判決（大阪高等裁判所）
- 7 資料7 判決確定証明書
- 8 資料8 判決（神戸地方裁判所姫路支部）
- 9 資料9の1ないし3 支出負担行為決定書など
- 10 資料10の1ないし3 同上
- 11 資料11の1ないし3 同上

添付書類

- 1 委任状 4通

・「住民監査請求補正書」の原文のまま

標記案件につき、監査請求人らは、貴委員から平成27年8月10日高監39号をもって補正を求められた件につき、下記のとおり、補正をする。

- 1 支出された公金は、226万6000円である。その内訳は、下記のとおりである。
 - (1) 訴訟委託料 163万1000円
 - (2) 郵便料と印紙代 合計63万5000円
- 2 公金支出の具体的な年月日は、支出負担行為決定書、支出命令書等を入手できていないので、不明である。
- 3 大まかな支出の時期と具体的な金額を証する書類としては、高砂市市議会の平成27年4月臨時会の第1日4月9日の議事録（抄）を提出する。なお、支出命令書等を取得できれば、速やかに追完する。

事実証明の資料

- 1 高砂市市議会の平成27年4月臨時会の第1日4月9日の議事録（抄）
- 2 支出負担行為決定書など（互助会会員等に対する控訴事件 委任契約着手金）
- 3 支出負担行為決定書など（同 納付郵券代）
- 4 支出負担行為決定書など（同 貼用印紙代）

・「住民監査請求補正書（2）」の原文のまま

標記案件につき、監査請求人らは、貴委員から平成27年9月2日高監50号をもって補正を求められた件につき、下記のとおり、補正をする。

記

調停に支出した費用、第1審に支出した費用、及び分離被告ら控訴審に支出した費用を監査請求対象としたのは、上記は、いずれも、おおよそ法律上の理由がなく、勝訴の見込みがないのに提起された訴訟、控訴であり、成立の見込みのない調停申立てであるからである。

2 請求の受理

平成27年8月3日に提出された住民監査請求書（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の要件を具備しているものと認め、平成27年8月10日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

姫路簡易裁判所平成23年（ノ）第156号など（以下「本件調停」という。）、神戸地方裁判所姫路支部平成24年（ワ）第952号など（以下「本件第1審」という。）、大阪高等裁判所平成26年（ネ）第457号（以下「本件分離被告ら控訴審」という。）及び同裁判所平成27年（ネ）第1580号（以下「本件分離後の被告らについての控訴審」という。）（以下「本件第1審」「本件分離被告ら控訴審」「本件分離後の被告らについての控訴審」を総称して「本件訴え」という。）についてなされた公金の支出行為を監査対象事項とした。

2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成27年9月19日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。請求人及び請求人代理人の陳述の要旨は次のとおりである。

- ① 高砂市長（以下「市長」という。）は、会員、元会員に返還を求めることはできないことが判っていながら請求した。調停だけではなく高裁まで進めていった。高裁に控訴したことは、誰が考えても判るような消滅時効が成立している人たちを訴訟提起することであり、明らかに公費の無駄遣いである。
- ② 今回の裁判について問題点を正し、責任者を明確にしてほしい。市長に対し違法、不当な公金の支出により裁判を行ったことについて、その損害を補填していただき必要な措置を講じていただくよう切にお願いする。
- ③ 裁判の中でも原告は「被控訴人は給与条例主義を知らず金品を受け取ったことは悪質な不当利得である」と訴えている。それならば「消滅時効が10年であることを知らなかったのか」と言いたい。市長は民法上の消滅時効が明らかに完成しているのを知りながら調停、訴訟を起こして多額の弁護士費用を公金で支出しているので、その費用を高砂市（以下「市」という。）に返還せよ。無駄遣いである。
- ④ 前回の住民訴訟に関わった市の顧問弁護団はこの返還訴訟には関わっていない。法律家としてこの訴訟は無理だというのは明らかであるから受任しなかったと思われる。

る。ことに時効にかかっている方々に対しては市は勝てる訳がない。高裁でも「それは時効である」とほとんど相手にされずあっさり終わってしまった。無理な控訴をなぜしたのか。調停にしても、一般の人にとって裁判所に調停で引っ張り出されるということは恫喝である。請求すべきは退職生業資金、リフレッシュ助成金の支給に関わった市長にではないかと考える。

3 監査対象部

企画総務部

4 関係職員からの事情聴取等

監査対象部に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成 27 年 9 月 7 日に企画総務部長、企画総務部総務室長、企画総務部総務室人事課長及び同課主幹に出席を求め請求人が主張していること等についての事情聴取を行った。

監査対象部から提出された資料は次のとおりである。

- 1 本件調停において平成 23 年度に市が支出した費用に係る書類
- 2 本件第 1 審において平成 24 年度に市が支出した費用に係る書類
- 3 本件分離被告ら控訴審において平成 25 年度に市が支出した費用に係る書類
- 4 本件分離後の被告らについての控訴審において平成 27 年度に市が支出した費用に係る書類

上記 1～4 についてそれぞれ

弁護士との委任契約（以下「本件委任契約」という。）に係る書類（随意契約理由、契約決裁文書）

予算の執行に係る書類（予算計上に係る議案、弁護士費用等の支出負担行為書及び支出命令書、予備費充用の決裁文書等）

その他高砂市議会、総務常任委員会に提出した資料

5 監査対象部の主張

①本件調停の申立て、本件訴えの提起について

本件調停を申し立て、さらには本件訴えを提起したことが誤りであることを請求人は主張するが、以下のとおり反論する。

まず、退職生業資金そのものが給与条例主義に反しているとする判決が、平成 22 年 9 月 14 日に最高裁で確定した。そのことから判決にそって市が高砂市職員互助会（以下「互助会」という。）に対して 6 億 6 9 7 0 万 5 8 5 0 円及びこれに対する平成 17 年 4 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を請求したものである。その後、互助会は基金から一部を返還するとともに、返還計画を作成して会員又は元会員に対して納付の協力依頼を行い自主回収に努め、自主納付された分を市に返還した。しかし、互助会の自主回収では全額回収できず、それ以上の回収は無理との申し出があったため、互助会が有する不当利得返還請求権を代位行使し、平成 23

年 3 月に市から退職生業資金又はリフレッシュ助成金を受け取った市の職員又は元職員に対して返還を求めたものである。

請求人は、互助会は権利能力なき社団であって、民法上の組合でないから、その構成員が互助会の債権者である市に対し、直接個人責任を負うことはないと主張するが、権利能力なき社団であっても、組合的な運営がされており、組合的な性格があることから互助会への請求により時効の中断を訴え、「給与条例主義に反する」ということは「違法な個々の給与の上積み」と評価され、上積み受領した本人である個々の会員又は元会員に応分の負担を求めるのが条理に適うことから直接請求できると判断した。

さらには、市が取得している互助会に対する時効の中断効力が、被告らにも及んでいると判断し、本件調停を申し立て、本件訴えを提起したものである。

市として債権の回収努力はすべきであり、法的な助言や判断が必要となったことに加え、裁判所の判決は第 1 審及び分離被告ら控訴審が敗訴であったとしても、公的な結論を得るためにも必要な手続きであったと考える。

以上の理由から、本件調停を申し立て、さらには本件訴えを提起したことは誤りではない。

②委任契約

〇〇法律事務所が本件訴えを引き受けなかったのは、本件調停と本件訴えにおける市の主張が、法的に見れば、到底通用しえないものであったからと推察し、市は〇〇法律事務所の意見を聞かずに本件調停を申し立て、さらには本件訴えを提起したとする請求人の主張は認められない。今回の債権回収については、市の債権回収の顧問弁護士である〇〇弁護士に当初から互助会返還金の回収について相談していたことから、〇〇法律事務所に相談することなく〇〇弁護士に依頼しており、本件委任契約の相手方についても〇〇弁護士としたものである。

③着手金の算定

着手金の算定根拠については、協議により、〇〇・〇〇法律事務所弁護士報酬基準よりさらに安価な金額で、相手方一人 10,000 円を基本として算定している。

④着手金の支払い

本件委任契約に基づく請求により、支出負担行為、支出命令を行い、市財務規則に則り適正に支出しており、違法、不当な公金の支出には当たらない。また、郵券代、印紙代についても同様である。

第3 監査の結果

1 事実の確認

①本件調停を申し立て、さらには本件訴えを提起したことについて

ア 姫路簡易裁判所平成23年（ノ）第156号など

民事調停申立て 平成23年12月26日～平成24年9月13日

民事調停相手方 162名

民事調停不調 131名

イ 神戸地方裁判所姫路支部平成24年（ワ）第952号など

提訴日 平成24年10月1日

被告 180名（訴訟提起後24名が返還に応じたこと等により被告らは156名となる）

判決言渡し 平成25年12月25日（被告ら55名）

平成27年3月30日（被告ら103名（101件））

ウ 大阪高等裁判所平成26年（ネ）第457号

提訴日 平成26年1月20日

被控訴人 55名

判決言渡し 平成26年7月18日

エ 大阪高等裁判所平成27年（ネ）第1580号

提訴日 平成27年4月13日

被控訴人 103名（101件）

②本件委任契約とそれによる着手金の支払をしたことについて

ア 姫路簡易裁判所平成23年（ノ）第156号など

本件調停に支出した費用 着手金2,100,000円（支出負担行為日 平成23年12月21日）

印紙代493,000円（精算日 平成23年12月19日）

郵券代147,600円（支出負担行為日 平成23年12月19日）

イ 神戸地方裁判所姫路支部平成24年（ワ）第952号など

本件第1審に支出した費用 着手金1,202,250円（支出負担行為日 平成24年9月27日）

印紙代1,055,000円（同）

郵券代883,200円（同）

ウ 大阪高等裁判所平成26年（ネ）第457号

本件分離被告ら控訴審に支出した費用 着手金577,500円（支出負担行為日 平成26年1月20日）

印紙代255,000円（同）

郵券代117,120円（同）

エ 大阪高等裁判所平成27年（ネ）第1580号

本件分離後の被告らについての控訴審に支出した費用 着手金 1,630,800 円（支払
日 平成27年5月1日）

印紙代 264,000 円（同）

郵券代 370,640 円（同）

2 監査委員の判断

①本件調停の申立て、本件訴えの提起の判断について

本件請求の趣旨及び本件請求を求める理由は、請求人の本件請求及び請求人の陳述の要旨に記載のとおりである。そこで、本件請求について監査するところ、本件請求は法242条第1項に基づくものであるから、その監査対象事項は、財務会計上の行為等に限られており「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」とされているものである。監査委員が監査すべき本件請求の対象事項は、本件委任契約の締結が違法、不当なものであるか、本件委任契約の締結に基づく公金の支出が違法、不当なものであるか、そして、本件委任契約の締結や本件委任契約に基づく公金の支出が違法、不当であれば市が被った損害を填補するために必要な措置を講ずべきかどうかであるから、これらの点につき監査を行った。本件調停の申立て、本件訴えの提起そのものについては監査委員の判断の対象としないと考ええる。

②監査の対象について

本件調停、本件第1審及び本件分離被告ら控訴審について支出した着手金等については、支出行為が終了してから既に1年を経過して請求がなされ、かつ、監査請求期間を経過したことに正当な理由があると認められないため、法242条第2項の規定により措置請求の対象とすることはできず不適法な請求と判断した。

③〇〇・〇〇法律事務所の〇〇弁護士への本件委任契約について

本件委任契約の相手方である〇〇・〇〇法律事務所の〇〇弁護士は、市の債権回収の分野において多くの案件を相談していることから〇〇・〇〇法律事務所の〇〇弁護士を訴訟代理人に選任し委任契約を締結したことには合理性が認められる。市の顧問弁護士である〇〇法律事務所に委任をしなかった市の判断は相当な理由が認められる。

④着手金の算定について

着手金の決定についても協議を行い〇〇・〇〇法律事務所弁護士報酬基準を適用した金額より安価な額で算定しており、違法、不当なところは認められない。また〇〇・〇〇法律事務所弁護士報酬基準は平成16年3月31日をもって廃止された(旧)日本弁護士報酬基準規定に準拠する内容で作成されており、現在でも多くの弁護士事務所がこれに準じた内容で報酬基準を定めていると考えられる。従って〇〇・〇〇法

律事務所弁護士報酬基準についても特に不合理なものであるとは認められない。

⑤請求額に基づき支出した着手金、郵券代、印紙代について

着手金、郵券代、印紙代については、議会の議決を受け、委任契約に基づき支出負担行為、支出命令を行い、市の財務規則に則り支出されていることから、違法、不当な支出であるということとはできない。

第4 結論

上記のとおり監査を行った結果、本件請求の対象となる本件調停を申し立て、本件訴えを提起したことに係る本件委任契約を締結したことにより着手金、郵券代、印紙代の支払いをしたことについて及び本件委任契約に係る随意契約の過程においてその選定方法、選定理由に違法、不当な行為は認められず、また本件委任契約に係る着手金の算定においても特に不合理なものであるとは認められず、その支出に係る財務会計行為の過程からも違法、不当な行為は認められない。

本件請求のうち姫路簡易裁判所平成23年（ノ）第156号など、神戸地方裁判所姫路支部平成24年（ワ）第952号など、大阪高等裁判所平成26年（ネ）第457号について支出した着手金、郵券代、印紙代については、支出行為が終了して既に1年を経過していることから、それぞれ要件を欠いて不適法であるため、これを却下し、大阪高等裁判所平成27年（ネ）第1580号に係る違法、不当な公金の支出行為による損害を填補するため、必要な措置を講じるよう勧告することを求めるとの主張には理由がなく、措置の必要は認められないため、棄却する。